

会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する条例

令和2年2月18日

条例第1号

- 1 新たに会計年度任用職員となった者は、広域連合長に対し、別記様式による宣誓書を提出しなければならない。
- 2 前項に定めるものを除く外、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、広域連合長が定めることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和3年2月17日から施行する。